

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.6.16 第 189 回国会第 24 号

6 月 16 日（火）、第 24 回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）（取調べの録音・録画制度の創設について）

・上川法務大臣、山谷国務大臣（国家公安委員会委員長）、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

山 尾 志桜里君（民主）

- ・「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」（平成 20 年国家公安委員会規則第 4 号）第 4 条第 3 項によると、取調べ監督官は、その担当する取調べに係る被疑者に係る犯罪の捜査には従事できないとされていることから、それ以外の事件については携わることができることになり、真に被疑者取調べの適正化を担保しているといえるのか、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・懲戒処分を受けた捜査官の取調べの実態を踏まえて、被疑者取調べ監督制度によって取調べの適正化を担保されていると考えるのか、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・取調べの録音・録画義務の例外規定である「機器の故障」の代替手段として、例えば IC レコーダやスマートフォン等による録音の実施について検討したのか、伺いたい。
- ・取調べの録音・録画義務の例外規定である「記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認める」ことの判断が取調べ段階では不可能であり、制度としての正当性に疑問があるが、法務大臣の見解を伺いたい。

柚 木 道 義君（民主）

- ・男性社員が大阪府警察に誤認逮捕され、その後起訴された事件に係る国家賠償訴訟の大阪地方裁判所の 6 月 15 日の判決において、捜査及び起訴を違法と認定されたことについて、国家公安委員会委員長及び法務大臣の認識を伺いたい。
- ・捜査手法の拡充により、個人のプライバシーが侵害されていくことが懸念されるため、防犯カメラ、N システム、GPS などの捜査利用については、統一的な取扱いを定める法整備が必要と考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・通信傍受法第 15 条が規定する通信傍受の禁止の対象に報道機関の通信も含めるべきと考えるが、法務大臣の見解

を伺いたい。

- ・被疑者取調べの適正化のための監督制度の施行状況を踏まえ、同制度のみによって、不適正な取調べを防止できるといえるのか、国家公安委員会委員長に伺いたい。

清 水 忠 史君（共産）

- ・男性社員が大阪府警察に誤認逮捕され、その後起訴された事件に係る国家賠償訴訟について、6 月 15 日に大阪地方裁判所が、捜査の違法性を認め、客観的証拠の無視及び取調べにおける取調べ官の言動を違法と認定した件に関し、過去にもえん罪事件についての検証と反省を行っていたにもかかわらず、同様のえん罪が繰り返され、さらに、当該事件は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の監督対象行為として認定されず、監督制度が機能していなかった。当該事件については、本法案の取調べの録音・録画制度の対象事件になっていないが、このような警察の状況の下、えん罪の根絶ができるのか、法務大臣に伺いたい。
- ・本法案における取調べの録音・録画義務の例外事由のうち、機器の故障に関して、代替りの機器が無い場合に、取調べの録音・録画を行うために、故障した機器が直るまで取調べを行わずに待つという選択肢はないのか、伺いたい。
- ・6 月 9 日の当委員会で、法務省刑事局長が、「全事件を取調べの録音・録画制度の対象とすることは、その必要性・合理性に疑問があり、人的・物的負担も甚大なものとなる」旨答弁したことについて、必要性・合理性にはどのような疑問があるとしているのか。また、全事件を対象とすることによる負担をどの程度と試算しているのか、伺いたい。